

明治十六年の徴兵令改正と教育

塩 入 隆 *

The Revision of the Conscription (Meiji 16) and the Problem of Education

Takashi Shioiri

1. 明治十年代の教育と軍事

明治政府が最も重要な事としたのは「兵備・教育・法律」であり、兵備の拡張教育の普及は、殖産興業と共に近代国家の柱と考えられていた。教育は明治五年の「学制」以来、フランス式の干渉主義教育が行なわれた。日本に義務教育制を創立する財政支出は、主に地方財政をもってまかなわれたので、重税に悩む国民の間から教育に対する怨嗟の声が生じ、学校反対の一揆も起っている。明治政府の教育投資は、中央・地方共明治五年から二十年の間に集中している。教育が重視されたと云っても、教育に対する投資は、経済的發展や軍事的強国形成の基礎的要素として取扱われている。明治初年における教育は、すぐれて政治的・軍事的事柄であった。

西南戦争後、巷間には不換紙幣が氾濫し、インフレーションが進行し、自由民権運動が高揚してきた。明治十二年文部省は日本教育令を準備し、参議伊藤博文の下で法令として整備され、非干渉主義的「教育令」が發布された。この教育令について、元田永孚・佐々木高行を中心とする宮中派が反対した。つまり、仁義忠孝を表面に押し立てる一派が抬頭して来たわけである。この保守派は自由民権運動に嫌悪感をもっており、教育令の思想を民権論に妥協するものと考えている。時の政府は自由民権運動を当面の相手としながら、大久保利通なきあと指導権の帰趨が定まらず、加えて天皇親政を主張し政治に容喙しようとする宮中派を敵としなければならなかった。宮中派は思想としては天皇親政を中核とする保守派であり、祖宗の訓典、仁義忠孝を中心とする道德教育推進グループであった。この頃の教科書には自由民権思想と関係のあるものが使われており、それを何とか阻止したいというのが、保守派の願いであった。自由民権運動の高揚は、教育問題に「東洋的道德」を持ち込む契機となり、ついに福沢諭吉の「通俗民権論」ウェーランドの「修身論」等は、教科書として使用禁止になった。くわえて、儒学的精神の維持は天皇と結びつき、陸軍々人の精神的充実の問題にも波及した。

明治五年の徴兵令制定以来、国民の間には根強い徴兵忌避の風潮があり、徴兵忌避思想を克服して強兵を育て、軍部を充実させる方策が検討された。忠節にして勇武なる軍人精神の育成は、武士道への復帰という形でも主張されたが、山県有朋によって発案され西周によって起草された軍人勅諭は、明治十五年に頒布されている。ここで軍人の徳目<例えば胆勇、質直勤儉、信義

*歴史科(日本史)

等>と天皇への絶対忠誠は、修身教育と結びつき、教育への要求となった。

そもそも、明治十年代の教育は陸軍形成とも関係があった。⁽³⁾山県有朋の陸軍形成に反対する一派から欧州の民兵制度が紹介され、民兵育成の一翼として学校体育に軍事的要素を盛り込む案が主張された。これに加わった陸軍々人は山田顕義・津田出の両少将であった。くわうるに、徴兵制度よりも民兵制度の方が国民の負担が軽かったから、在野の人々によって学校体育の軍事化は支持され、ある程度民論を意識していたと見られる中島信行らの発言と行動は、徴兵制度に反対する幅広い国民の声を反映していた。さらに郵便報知新聞・東京横浜毎日新聞の社説が揃って、学校体育に兵式体操採用を提唱している事実は、⁽⁴⁾学校での兵式体操がヨーロッパの小国的国家経営に発するイメージの一環であり、これは大久保・伊藤・山県らを代表とする明治政府の国家経営のプログラムと喰違っていた事を表わしている。ただしこの情況は明治十二年を最後に変換した。地方の首長等を歴任した明治維新の功労者達が、元老院議員に多数任用されるに及んで、元老院の性格も変化し、軍の整備は日程に上り、指導者はドイツに注目し、国会開設運動を迎えて指導者の志向する国家形態は徐々に固まって行つた。この期の教育は西欧教育の制肘から脱した独自のものを目ざしたが、その波は修身の重視となり、忠君愛国の表現としての兵役と、その準備としての軍事的教育（兵式体操）推進となって現われた。⁽⁵⁾修身と軍事的教育は<尽忠報国>の一点で結び合い表裏一体をなしている。明治十年代の修身論の底には、国軍形成の問題が横たわっていたのであり、修身問題は復古的風潮としてのみ説かれるのではなしに、兵式体操との組合せで、陸軍々制整備の一翼として把えられねばならない。明治十五年以来の軍備拡充の中で、東京日々新聞、兵事新聞、明治日報は強兵策を積極的に主張し、その一策として学校での兵式体操を主張した。郵便報知新聞・東京横浜毎日新聞は明治十六年まで、徴兵年限短縮による国民の負担軽減と、年限短縮を可能にする為に兵式体操の実施を唱えている。

註(1) 明治6年から10年の地方の教育費は1,960万円で中央政府の教育費の3.8倍に当たっている。江見康一氏「明治の経済発展と教育投資」一橋論叢48巻6号を参照されたい。

(2) 江見氏同上論文参照されたい。

(3) 拙稿「徴兵令改正と教育」国学院雑誌65巻7号を参照されたい。

(4) 明治12年11月24日郵便報知新聞社説 明治11年8月14日横浜毎日新聞社説参照

(5) 明治16年秋元老院で徴兵令改正を審議した際の諸議員の発言にみられる。元老院会議筆記や上記拙稿を参照されたい。

2. 明治十六年の改正徴兵令の問題点

日本の軍備は最初から対外戦を将来の目標としていたが、西南戦争以後の明治十年代は軍備拡充と整備の時代といつてよい。一方、この時期には壯兵（徴募した士族兵）の除隊が進み、壯兵から徴兵に兵隊の質が変わりつゝあった。また、統帥権が陸軍省から独立し、参謀本部長山県有朋を中心とする陸軍は軍備の拡充を急いでいた。そこへ明治15年7月「京城の変」が勃発した。伊藤博文は憲法調査のために外遊中で、内閣には強硬論者の山県有朋に対抗出来る人が無かったので、花房公使に強硬策をとるよう訓令が発せられた。この壬午軍乱（京城の変）には清国が大軍を派遣して日本を牽制し、アメリカも軍艦を派遣して日本を牽制したので、日本の交渉条件は

かなり軟化せざるを得なかった。日本は初めて朝鮮半島で外国軍隊と対決する立場になった。

翌八月、法令立案を担当する参事院議長山県有朋は、「陸海軍拡張に関する財政上申」⁽¹⁾を建議し次のように述べている。

歐洲各國ノ若キハ競争進取相讓ラス拮抗奮勵終始一ノ如ク恰モ我邦封建ノ時ニ似タリ故ニ文明ノ世ニ在リト雖モ未タ嘗テ一日モ武備ヲ忽カセニセス其愛國ノ精神凜然犯ス可カラサルナリ我邦近者普ク歐米ノ學術ヲ取り將ニ大ニ為ス所アラントス然ルニ其大本タル質實ニシテ見ハレ難キ者ハ人情ノ喜テ學ハサル所ニシテ其末流條目ノ靡然タル者ハ人情ノ好シテ習フ所ナリ故ニ維新以來政治教育ノ間ニ於テ其外観殆ト歐米ニ彷彿スル者アリト雖モ顧ミテ其内實ヲ詳察スレハ遠ク相及ハサル者アルヲ如何セン是他ナン昔時忠君愛國ノ念尚武重義ノ風漸ク消滅ニ歸スルヲ以テナリ……近ク我隣邦ノ勢ヲ察スルニ駸々トシテ勃興シ決シテ輕忽ニ附ス可カラサル者アリ豈思ハサ可ケンヤ故ニ某ハ以為ラク昔時忠君愛國ノ念尚武重義ノ風ヲ振興スルハ誠ニ方今ノ要務ニシテ明治政府ノ宜シク銳意ニ人心ヲシテ此ニ向ハシムヘキ所ナリ（以下略）

この時点で山県有朋にも宮中派と共通する意識が生じている。軍備拡充をめぐる「忠君愛國」を唱える修身論＝精神充実論は、保守派にも近代化を推進して来た開明派（薩長派を含めて）にも共に必要なものとなった。⁽²⁾

対清軍備の早急な整備の為に、明治天皇は明治15年12月軍備拡張を求める勅語を出した。時の経済は極端なデフレ政策下であり、義務教育の就学率も下がりつゝあった。にもかかわらず、経済不況を顧慮せず軍事費を増加しなければならない自己矛盾に陥入っていたのである。その理由はもっぱら対外政策にあるのだが、山県有朋の世界状況に対する理解は政治家としてばかりでなく、軍部の指導者としてこの後ちの日本のあり方に重大な影響があるので、山県の見解を検討してみよう。以下に引用する演説は、軍備拡張の勅語の出た翌日すなわち、15年12月26日に地方長官を東京に召集した席上で行なわれた。軍備拡張に伴う増税問題に関し参事院議長としての山県の演説である。

抑モ方今宇内ノ形勢ヲ通觀スルニ萬國ト對峙シテ、克ク國家ノ體面ヲ保完シ獨立ヲ維持セント欲セハ、強大ノ兵力ヲ有セサルヘカラス、論者或ハ言フ、相互ノ交際ヲ律スルニハ修好條規アリ、爭議ヲ決スルニハ萬國公法アリ、由テ以テ自ラ保スヘント、其レ然リ、豈其レ然ランヤ、是レ唯々強者ノ名義ヲ假リテ私利ヲ營ミ、弱者ノ據テ以テ衷情ヲ訴フルノ具タルニ過キサルノミ、方今歐洲ニ在テ兵ノ多寡ヲ論スル、國ノ貧富ヲ論スルヨリモ急ナルアルハ之カ為メナラスンハアラス、蓋シ兵力ニシテ強大ナラサレハ、國民其生命財産ノ安固ヲ得ス、權利利益ヲ拡張スル能ハス、隨テ國民ノ富貴之ヲ拡充スル能ハサルノミナラス又保維スル能ハサレハナリ、乃チ富國ト強兵トハ互ニ相倚リ相待ツモノタルコト、古今ニ亘リ東西ニ通スルノ一大要義ト謂フヘキナリ⁽³⁾

十五年の山県有朋の上奏文といい、天皇の勅語といい、この山県の地方長官に対する訓諭といい非常に非常な危機感にあふれている。陸軍は明治十八年より以下のような軍備を整備するよう計画した。歩兵二十八連隊（内四連隊は近衛兵）、騎兵七大隊、野戦砲兵七大隊、工兵隊七大隊、輜重兵七大隊、屯田兵〈歩兵四大隊、騎、砲、工各一大隊〉。これは戦時編成七師団になるもので、別に屯田兵一連隊という規模であった。もっともこの頃は鎮台条例で運営されており、師団とい

う名称は、平時には存在していない。列強が角逐する国際政治の上では、兵力の多寡が最も有効に働くという認識をもつ以上、兵力増強は避けることの出来ない至上命令であった。十六年の徴兵令改正は、この視点に立つ兵種の近代化と常備軍の兵員増加をまかなう為に企てられたものである。十六年の徴兵令改正の主要点は次の如きものであった。

- (1) 軍備拡張と兵種の近代化による常備軍の兵員増加をまかなう為に増徴出来るようにする。
- (2) 国民皆兵主義の徹底と徴兵忌避対策
- (3) 現役志願制の創立

この第3の規定は十一条にあるが、これは教育問題と不可分の事柄なので、関係条項をあげよう。

第十一條 年齢満十七歳以上満二十七歳以下ニシテ官立府縣立學校（小学校ヲ除ク）ノ卒業證書ヲ所持シ服役中食料被服等ノ費用ヲ自辨スル者ハ願ニ因リ一個年陸軍現役ニ服セシム其技藝ニ熟達スル者ハ若干月ニシテ歸休ヲ命スルコトアル可シ但常備兵役ノ全期ハ之ヲ減スルコトナシ

第十二條 現役中殊ニ技藝ニ熟シ行状方正ナル者及ヒ官立公立學校（小学校ヲ除ク）ノ歩兵操練科卒業證書ヲ所持スル者ハ其期末タ終ラスト雖モ歸休ヲ命スルコトアル可シ

第十九條 官立府縣立學校（小学校ヲ除ク）ニ於テ修業一個年以上ノ課程ヲ卒リタル生徒ハ六個年以内徴集ヲ猶豫ス

官立公立小学校に歩兵操練科が規定された経緯についてはすでにのべたが⁽⁴⁾、いまだ教育法令に規定されていないのに、歩兵操練科が徴兵令によって定められ、徴兵猶予の恩典から私立学校が除外されるという事態が生じた。

註(1) 大山梓編「山縣有朋意見書」所収 119頁

(2) 同様の意見は「時弊を論じ政綱を振起せんとする方法を論ず」という明治十五年五月の上奏文にもみえる。大山梓編前掲書所収 108頁

(3) 前掲書に陸軍省沿革史が収められているが、その沿革史の193頁～194頁に収録されている。

(4) 拙稿「徴兵令改正と教育」国学院雑誌65巻7号を参照されたい。

3. 私立学校差別待遇について

明治十七年の初頭は新徴兵令の条文をめぐる、幾多の論争が新聞紙上で戦わされた。福沢論吉は時事新報に強い主張をかかげた。⁽¹⁾

私立學校ニ於テハ仮令ヒ歩兵操練ノ科ヲ設ケテ其卒業證書ヲ所持スル者アルモ現役ノ期終ラズシテ歸休ヲ命セラル、ノ恩典ニ洩ル、コトナラン

同じ教科課程を施行しても、私立学校であるが故に、現役年限を短縮して貰えないと批判している。実際十六年の徴兵令改正論議では、私立官立の区別は全く議論にならず、決まってしまった。しかし、私立学校の方は興亡の危機を全く予期せずに迎えたのである。時事新報は「私立學校廃ス可ラズ」をかかげた。⁽²⁾ 徴兵令改正以来、慶応義塾では100余名の退学者があり、東京専門学校にも影響が出たようである。⁽³⁾ この状況下で福沢論吉は「私立学校には何れにも追て特別の恩典を蒙ることある可しと論じて、今日に至るまで曾て之を疑はざるものなり」と自分の期待が裏切

られたことは認めながら、私立学校がこれで廃滅するという者に鋭く対決している。福沢は「教育令には日本国中の学校官私の別なく等しく文部卿の統理内に在るが故に官と云うも唯其校費の出處を異にするのみにして、学問の實に區別はある可らず⁽⁵⁾」と官公私立の学問に区別のないことを例をあげて主張している。彼はさらに、私学が貧乏の割に教育法が「存外に美」であることを指摘し「教ふる者も學ぶ者も共に与に愉快を覚るは私學固有の性質にして、之が為に往々人才を出すこと多し⁽⁶⁾」と私学の特性を述べ、私立学校を廃す可きでない⁽⁶⁾と主張する。

新聞の論戦には顔を出していないが、中村正直にも徴兵令改正は打撃であった。中村は文部卿の大木喬任の私宅まで出むき、大木は病気で面会はできなかったが、書面でもって私学に対する恩典を願っている⁽⁷⁾。

東京横浜毎日新聞は「読改正徴兵令⁽⁸⁾」という社説で次のようにのべている。

今回ノ徴兵令タル大ニ教育ニ保護ヲ与フルノ精神ヲ含ム者ト思ハル此精神ヤ誠ニ好ミス可キ者ト云フ可シ余輩當局者ガ此精神ヲ撓マサズ兵事ト教育ト併進共歩セシムルアラシク望ムナリ然レ借々本條(筆者註 徴兵令第十一条のこと)及ヒ第十八條ヲ參觀スルニ此當局者ノ精神モ前途如何ナル結果ヲ生ズルヤ今日ニ断言スル態ハザルハ大ニ遺憾トスル所ナリ……官立府県立學校ニテ卒業シタル者及ヒ官立大學校生徒ニ大ニ保護ヲ与ヘタルモ一方ヨリ見レバ……私立學校ニ入ル者ノ数ヲ減ジテ官立又ハ府県立學校(小学校ヲ除ク)ニ入ントスル者ノ数ヲ増加スルハ必然ナリ……教育衰退ノ結果ヲ見ルニ至ラザルカヲ恐ル、所以トス

論旨は福沢論吉と共通している。私立学校の差別が教育の衰退を生むことを心配し、維新の人材は私塾から出たこと、私立学校の卒業生が奏任以上の地位に昇ったり、銀行や新聞社で活躍していることを指摘し、徴兵猶子の恩典を与えないと社会の為に損失だと説き、私立学校に恩典を与えても私学が徴兵忌避者の宿泊所にはならないと断定している⁽⁹⁾。学習院は明治十七年四月宮内省直轄の学校つまり官立となり、士官学校に入る特典を与えられた。これに対し東京横浜毎日新聞は「頭官ノ子が兵卒なら一般の人民も兵役を卑しまないだろう」と述べ批判した⁽¹⁰⁾。

福沢論吉は「兵役遁れしむ可らず⁽¹¹⁾」で、徴兵令改正以来学校費の支出は府県会で円滑に議決され、府県立の学校に少年が群集している状態を批判し「軍國経世の要は、國中自然に尚武の元氣を養ひ、世々の流風以て兵役の恐るゝに足らざるを知らしめ、甞に其本人のみならず、骨肉の婦人女子に至るまでも傍より鼓舞して役に就かしむるが如き習俗を成さしむるに在るのみ」と述べている。福沢は歩兵操練科の設置、徴兵猶子が国民に悪影響を及ぼしたことを指摘する。十七年八月八日の朝野新聞社説「少年貴紳ノ洋行」は、兵役を避くる為に外国留学するならば、その消費する資金は徴兵免役料と全く同一性格だと論及している。東京横浜毎日新聞も十八年六月三十日の社説に「官府県立學校ヲ以テ徴兵嫌避者ノ潛匿所と為すこと勿れ」を掲げ、徴兵猶子の目的をもって中等以上の学校に進学する者を指弾した。もともと官立学校の歩兵操練科は徴兵忌避撲滅の為に立案されたものである事を考えると、全く逆の影響が出ている事に注目せざるを得ない。

これに対し明治日報は十七年二月十五・六日の社説⁽¹²⁾で、時事新報及び東京横浜毎日新聞の社説を身辺の利害に捕われたものと批判し、次のようにのべている。

今日學校ノ官立公立ト私立トヲ問ハズ或ル特典ヲ賦與セントスルニ際シテハ先ツ其ノ大政府ニ對シ有セル所ノ縁故就レカ最近キカ遠キカ又ハ厚キカ薄キカヲ問フハ甚ダ緊要ナリト信ズ

大政府との縁故から考え、私立学校は政府との縁が薄いから特典からもれたと、差別を擁護している。この明治日報は東京日々新聞と共に御用新聞で、発行社を「忠愛社」といったほど頑固な保守主義的新闻であったから、自由民権運動には極端な嫌悪を示した。同紙の漫言という欄には学校停止という一文があり、小学校教育が進展し稚稚共が「民権とか自由」とか触れ散らして困りものだといひ「之を予防するの策は学校を改良するのが第一なり」と述べている。明治日報の記者には、自由民権の理論的支柱となっている私立学校は目の敵であり、官公私立の差別待遇は歓迎すべきことだったのである。

註(1) 時事新報社説明治17年1月18日「徴兵令ニ関シテ公私学校ノ區別」

(2) 同上 2月7・8日社説

(3) 明治日報明治17年2月15・6日社説中及び17年2月9日の東京横浜毎日新聞にも同一内容のことがみえている。慶応義塾では16年末に塾生500名余であったが1ヶ月で約100名退学していると前記毎日新聞にある。

(4) (5) (6) 時事新報明治17年2月7・8日社説「私立学校廃す可らず」

(7) 国会図書館憲政資料室所蔵大木家文書中村正直書翰 3月18日の日付が入っている。

一書拝呈仕候不同之氣候益御起居佳祥奉拝賀候 陳者過日徴兵令之儀ニ付何分カ私学迄の保護の恩典を蒙り度願意紙面を以て呈上仕候 (後略)

(8) 明治17年2月18日の社説

(9) (10) 明治17年2月9日—13日社説「私立学校ノ存廃且タニ迫ル」

(11) 同上東京横浜毎日新聞17年5月29日社説「華族学校官立トナル」

(12) 時事新報明治17年7月30日社説

(13) 明治日報社説「徴兵令ニ関シ官立公立及私立学校ノ區別ヲ論ズ」

4. 歩兵操練科をめぐる論争

東京横浜毎日新聞は明治十七年一月十日の社説で「官立學校ハ姑ク舎キ府縣郡區町村立ノ學校ニ歩兵操練課ヲ設ケシ者アルヲ聞カズ彼官立ニ係ル東京師範學校ノ如キスラ先年歩兵操練課ヲ設ケントシテ文部省ト陸軍省トノ意見ノ協ハザルガ爲ニ中途ニシテ止ミタリトノ説ヲ當時ニ聞キタルアリ左レバ全國府縣立町村立ヲ問ハズ校内ニ歩兵操練ノ設ケナキハ推シテ知ル可キナリ而ルニ今徴兵令ニ於テハ歩兵操練課卒業証書ヲ所持スル者云云ト云ヘル條目ヲ設ケタル所ヲ推セバ政府ハ向後官立府縣立町村立ニ歩兵操練ノ一課ヲ設ルノ意ナラン」と述べ、歩兵操練科の設置に注文をつけた。生徒の大半は貧しいのだから、服制に固執せず日本服で操練をさせよ。さもないと就学率の低下を招くとしている。徴兵令は、現実に存在していない幻の教科をもとに兵役年限の短縮を規定しているのだから、教育への大なる干渉と言わざるを得ない。御用新聞の明治日報は「諸學校に操練科ヲ設ケラル、ノ風説」を十七年二月一日に社説として掲げた。この内容は具体的にいつ始まるという報道ではなく、歩兵操練科の必要性を論じたものである。明治日報は東京横浜毎日新聞・郵便報知新聞が明治十二年から主張した、国民負担軽減の為に兵式体操を採用するという論理を逆手にとり「何ヲカ政府ノ利益ト謂フ兵ヲ教フルノ勞ヲ省キテ大ニ負担ヲ軽減スルヲ得ル、是ナリ何ヲカ社會ノ利益ト謂フ曰ク愛國忠君ノ義氣ヲ養成シ服役軍務ニ従事スルノ名譽ヲ感ズルニ至ル、是ナリ」(17年2月1, 2日社説)と述べ、忠君愛国、国費節減の側面から強く主張している。今日官立学校に練兵を設置するのは、他日の用に供するためだとし、日本

人民の士気高揚を願っている。また学生が軍事研究に従事するのを推奨し、軍事研究は強国の基礎だと、スタインの門下生の軍事研究が、ナポレオンに捲席されたプロシヤ復興の原動力だったとの説を紹介している。さらに、「今日我邦ノ學生輩ハ決メ安閑トモ愧ヲ外邦ニ取ル可キニ非ザルナリ」(明治日報17年2月12日社説)というとき、我国の海外進出の野望を匂わせている。

明治日報は、徴兵令条文に歩兵操練科の明記された事情に、次のような推論を加えている。

今立法者が特ニ此ノ條中ニ官公立學校ノ歩兵操練科ノ卒業證書ヲ所持スル者云々スルトノ文ヲ挿シタル所以ノモノハ特ニ之レヲ法文ニ掲ケ全國ノ父兄ニ官立公立學校ニ於キ云々スルモノハ斯ク々々ノ特典ヲ被ルコトアルベシトノ意ヲ明示シテ以テ前陳ノ如ク愚夫愚婦ヲシテ妄リニ此等學校ニ歩兵操練ノ一科ヲ設クルヲ嫌忌スルコトナカラシメムトスルノ精神ニ出テタルモノト察セララルナリ(明治日報明治17年1月23日社説)

徴兵忌避の心情を有する父兄を、恩典をもって説得し、歩兵操練をスムーズに軌道にのせ、士気の高揚を計るところに立法者の意志があるというのである。

明治十七年十二月発行の大日本教育会雑誌には「体育及職業教育の準備」という翻訳論文があり、⁽¹⁾ その中に『兵隊運動(男子)』が紹介されている。

初等科 歩法 整列 小隊編制等ノ習練 兵隊運動ノ豫習
 中等科 兵隊運動即チ無銃運動諸種ノ歩法 整列 進行退行及ヒ止 方向ヲ転スル運動
 高等科 兵隊運動即チ無銃運動 諸隊編制運動 地形行運 射的豫備即チ射的線ノ大意
 銃器構造ノ實地習練

歩法整列に始まる初等科から、銃器構造の實地習練に至る高等科まで内容が示されていて、この論文によって学校操練科に知識を欠いていた人々が、大きな影響を受けたことは想像に難くない。

明治十八年五月郵便報知新聞も「強兵策」をかゝげ、過去の主張と変容した。この社説で兵士の士気を高めるために「社会全体ニ向テ壯武ノ氣風ヲ養」うことが必要だといひ、一層の効果を上げるために、次のように主張する。

全國中小學ノ教課ニ兵ノ一課ヲ加フルニ如クハナシ學校生徒ノ運動ニ調練ヲ用ユルノ法ハ世間既ニ之ヲ主張スル者アリ余輩ノ所謂ル全國ノ官公立學校ニ兵課ヲ置ク可シトハ唯タ調練ヲ以テ尋常運動ニ代ユルノ謂ヒニ非ス教科書中ニ兵書ヲ置クノ謂ヒ也…(18年5月24日社説)

学校の教科の中に兵書を置き、身体の上のみならず智育の上にも軍事的訓練を施そうとする。

すなわち体育上の兵式体操だけでは不十分であるとし「人民兵事上ノ思想ヲ発作シ世人皆ナ縝密ノ注意ヲ加フルニ至テ兵事始テ進歩改良ス可キ也」とのべ、当局者が有形の軍備の整備ニ狂奔し、「無形ノ兵備ヲ修ルヲ忘レスンハ強兵ノ策於是成矣」と「強兵策」を結んでいる。軍事強化は身体訓練のみならず思想上にもその強化方策が云云されている。十八年末に至って東京横浜毎日新聞は「官立府県立学校の特権」(18年12月17日社説)の中で次のようにのべている。

校中に操練の科を設け兵器の扱ひ運動の式躰格の養ひ等大凡兵に適するの科を兼修せば一旦事あるの日に際し材器に従て能く兵の用に適せしむべし是の如き科を置くに於ては其書生兵役に服せざるも能く徴兵令を設くるの精神を達するに足らん故に此科を置き其実の挙がるの学校は私立と雖も徴兵延期の特権を附与しても毫も支障あるを見ず此科を置くも其実挙らざるの学校

は官立府県立と雖徴兵延期の特権を与へずして可なり

この時点は森有礼相登場の直前であり、体操伝習所に陸軍士官を採用して歩兵操練科の教師を養成しようとしていた時に当たっている。⁽²⁾それ故東京横浜毎日新聞は紙上で、もう一度私立学校に官立公立と同じ待遇を与えるよう訴えたのである。

註(1) 大日本教育会雑誌14号明治17年12月31日発行 61頁に「公立小學校教育組織及ヒ学科課程ヲ定ムル規則ニ附スル教授細目(前号法蘭西國小學校規則綱領ノ續キ)中川元譯」という論文があり“体育及ヒ職業教育”という条の第三に教授細目があり、その中に本文引用部分は収められている。

(2) 明治18年12月9日同26日28日にそれぞれ定められているが、次項で詳述する。

5. 歩兵操練科実施の状況

文部省は徴兵令第十二条の規定を学校教育の中で運用すべく、明治十七年二月「官公立學校(小學校ヲ除ク)ニ於テ演習スベキ歩兵操練科ノ程度施行ノ方法及ヒ小學校ニ於テ該科施行ノ適否等ヲ取調具申スヘキ旨」⁽¹⁾を体操伝習所に命じた。十七年の春には歩兵操練科はいまだ実施の段階に入っていないが、同年秋一府十二県連合学事協議会が上野の教育博物館で開かれた時、歩兵操練科実施の件が議題になっ⁽²⁾ている。

体操伝習所は十七年二月の諮問に答えて、歩兵操練科の課程を同年十一月十七日答申した。ここで文部省はやっと歩兵操練科の成案を得たのである。この日以後の文部省の歩兵操練についての指令をあげてみよう。また、歩兵操練が兵式体操と呼称されるのもこの期の出来事である。

18年5月5日 東京師範学校体操科中に仮に兵式体操を加フ。

同 5月12日 兵式体操用銃器取扱要項ヲ二府四十二県ニ通知ス

同 12月3日 東京師範学校兵式体操指令者ヲシテ帶劍セシムルヲ上請允裁ヲ得是號令礼式等一ニ歩兵式ニ則ルニ若シ帶劍セサルキハ全隊ノ精神上ニ關係スルヲ以テナリ

同 12月9日 体操伝習所兵式体操及ヒ輕体操修業員ニ係ル教科併ニ傳習要旨等ヲ定ム
(同 12月22日 森有礼初代の文部大臣となる)

同 12月26日 体操伝習所伝習員及ヒ別課伝習員ノ授業料額ヲ定ム

同 12月28日 体操伝習所兵式体操及ヒ輕体操伝習員ニ限り授業料ヲ免除ス

十六年末の徴兵令改正以後、軍隊式体操や歩兵操練は体育教材としての位置から、独立した一教科になろうとしていた。「学制」の時代及びそれ以後の教育令の時代に、各学校が体育として兵式体操を採用したり、政治家が体育観の未分化のため体育教材として兵式体操を取入れれば、尚武精神が養えると考えた事とは次元が違って来たのである。

文部省直轄の体操伝習所は、明治十七年二月の改定学科課程の中に毎週二時間の歩兵操練を定めており、基本体操・生兵小隊等を教授内容としていた。だが翌十八年の体操伝習所規則の改定では重体操を兵式体操の中に移し、「生兵より中隊に至る諸演習」と活用銃鎗術が定められた。⁽³⁾また、学科の中に「兵学の大意」が置かれている。兵式体操という言葉が学科課程の中にみえる最初であり「兵学」も講義されたということは注目に価する。

札幌農学校諸規則第三節には(明治九年制定)「体操、兵学及用兵学」が定められており、明治九年九月の学課表には各級共毎週二時間の「練兵」⁽⁴⁾が置かれている。この諸規則を定めたの

は、W. S. クラーク教頭で、マサチューセッツ農科大学の規則が下敷になっているのであろう。高級学校で練兵を規定したのは、この札幌農学校が最初であった。明治十一年十一月東京鎮台第一連隊付陸軍少尉加藤重任（士官学校第一期卒業生）が開拓使に兼任を命ぜられ、札幌農学校の兵式体操（練兵）を担当している⁽⁵⁾。

体操伝習所がやっと設置された頃に、早くも兵式体操を正課に設置し、現役の陸軍少尉が正式に派遣されるというのは異例であるが、それは札幌農学校の米人教師達の要求が強かったからである。十年九月教頭代理ホキラーが調所広丈札幌農学校長へ提出した陳情書を引用してみよう。

（前略）兵学教師にはウエスト・ポイントなる合衆国兵学校に於て成業し諸芸完備の一武官たるのみならず兼て完全の一教師となり図学及び数学をも教授し得べきの人を要し候…況んや其実を云へは兵学教授の眼目を保持し該学科第一肝要の制御法を実施し之をして採りて以て本校に行ふに足るものならしむるを得べき程の良士官を陸軍中より発見し得んこと蓋し甚だ確かるべきに於てをや…合衆国の如きも教育の行届きたる数千の武官中より大統領の抜擢して国内の大小学校大約四十箇所に分遣し教官たらしむるものは必ずウエスト・ポイント大学校に於て高等の学業を成就せしものに限り候義に有之候本校に於て兵学の教師たらん者は前陳の事業の外別に又時々生徒舎を巡視して衣服住居及び其身体をして精々清潔ならしむるを以て己か任と為すべき様いたし度候。⁽⁶⁾

アメリカ的大学を創設しようとする W. S. クラークの意志を引きつぐホキラーの意図するものがよくみえている。派遣士官が学生の舎監の一部を補い学生の生活指導をする点は、森有礼の師範学校寄宿舎の生活を軍隊内務班的にした発想と相通ずるところである。札幌農学校の練兵は本科だけで予科は実施されなかった。明治十四年七月九日の第二回卒業式の日、本科生四十五名は武装して兵式操練を行なっている。観客は練兵の規律整然たる様子に感嘆したというから、かなりの成果をあげていたものと推測出来る。札幌農学校は徴兵第十二条の規定により、徴兵令改正から七ヶ月後の明治十七年七月、初めて歩兵操練科の卒業証書を授与したが⁽⁷⁾、日本で最初の歩兵操練科卒業証書である。明治十八年三月、北海道事業局大書記官鈴木大亮から、森源三札幌農学校長に次のような内達があった。

過般森文部省御用掛（有礼）黒田顧問へ面晤之次談學校教科之事に及び其大意は學校生徒近來の動作を視るに概ね文弱に流るゝの弊あり故に武技は教科中に於て欠くへからざるものとす然とも一般に施行するは即今行はれ難き所あり可成師範學校までなりとも此一科を設け度希望せり札幌農学校は夙に武芸の一科を設け生徒をして操練の術を講習せしむるは特に筋骨を強健にし氣力を豁達ならしむるのみならず有事の日國民の義務を奉するに於て其裨益尠からず實に本邦學校に武技を加ふるの嚆矢と言ふへし云々猶顧問の思考には我邦四面環海將來海軍を盛大にすべきは勿論の勢にして航海の術を演習するは今日の急務なれば農學校武藝中に水練を加へ水泳は勿論略舟楫操盪の法をも了解せしむ様希望せられ候。⁽⁸⁾

この結果、札幌農学校には黒田清隆の希望通り、十八年七月より游泳及操舟術が歩兵操練の中に加えられ、十九年八月には長途行軍游泳術演習概則が定められている。

学習院も華族の責任の第一が兵事にあるという認識から、普通の学問が修了したのち、「海陸軍學ノ予備ノ為メ実習科ヲ置⁽⁹⁾」いている。もっともこれについて東京横浜毎日新聞は、実習科と

云っても馬術と剣術の二科で、あれ位いなら他でも実施していると嘲っている⁽¹⁰⁾。

東京師範学校は十八年五月学校体操の中に兵式体操を仮に加えている。この兵式体操は体操伝習所との密接な関連の下に実験的見地から行ったものである。同年六月に、東京府は文部省の認可を得て中学校規則の内体操の学科課程を改定し、徒手体操重体操の他に歩兵操練の初歩を定めている。

地方では例えば熊本中学校同師範学校に体操伝習所出身の先生の他に、士官一名下士官三名が毎週出張教授をしている。これは歩兵操練と文部省年報に明記されている。十六年の徴兵令に規定された歩兵操練科は少しづつ地方でも実現されていた。

註(1) 明治17年2月28日布達 文部省年報(第十二年報三頁)

(2) 明治17年9月30日より10月3日まで。文部省より辻大書記官が出席している。大日本教育会雑誌12号66頁

(3) 今村嘉雄著「十九世紀に於る日本体育の研究」878頁879頁参照されたい。

(4) 「北海道大学沿革史」(創基50年記念大正15年刊)56頁57頁参照

(5) (6) 同上書78頁参照

(7) 同上書 91頁参照

(8) 同上書 95頁参照

(9) 同上書 97頁参照

(10) 実習院年報(第四年報) 東京横浜毎日新聞明治17年5月30日の社説より引用

(11) 東京横浜毎日新聞17年5月30日社説

(12) 文部省第十三年報附録73頁 他には愛知県も18年2月から実施していることが同附録82頁にある。

6. 森有礼と兵式体操

森有礼は外交官としてアメリカ・イギリスに勤務し、特に駐英公使時代には憲法調査の為渡欧した伊藤博文と教育について語ったのが縁で、第一次伊藤内閣の文部大臣になった⁽¹⁾。伊藤の在欧中に二・三の手紙の往復があったが、現在伊藤家文書(国会図書館憲政資料室蔵)の中に「学政片言」という森有礼から伊藤博文宛の手紙が残っている。在英日本公使館の野が使われているこの文書は、伊藤が在欧中の明治十五年に書かれたものである。この文書は「人 = 智能・徳能・体能^{メンタル・ヘコルチー モラル・ヘコルチー ヒンカル・ヘコルチー}」に始まり、明治十二年に森が東京学士会院で行った演説と同種のものである。この「学政片言」には、

我邦教育ノ状ヲ觀察スルニ艱難前路ヲ擁シ缺典眼前ニ存スル者多シ……眼前ノ缺典ハ則須ク速カニ之ヲ補充シ以テ預メ後患ノ緒ヲ絶タサル可カラス其最モ急要ナル者ハ鍛練法ナリ是則人民ノ氣質体軀ヲ鍛練スルヲ指スナリ

とあって、後の「兵式体操の建言」や「閣議案」に連なって行く思想を打ち出している。身体が富国富強をもたらす基礎で、身体の訓練が気質養成の手段と考えられている。森有礼は十七年春ロンドンから帰朝し、同年五月七日には文部省御用掛兼務を命ぜられている。同五月十四日には文部省の実力者九鬼隆一文部少輔が駐米特命全権公使に転じたので、文部大輔が欠員の文部省は大木喬任文部卿の下に辻新次等の大書記官クラスが行政に当たっていたから、御用掛森の立場は文部卿に近いものであった。森有礼は各地を学事視察し、自分の思想を伝えているが、視察

先から文部卿大木喬任に送った手紙が現存している。その中に「地方教育ハ概して外面行届内面未タ精神を欠キ候様見受申候又教育家と称するに足るヘキ人物未タ多く見当り不申甚タ遺憾之至御座候」というのがある。文部大臣時代に精神性を重視し、師範教育に重点を置いた思想の発想が、こゝら辺にもあるように思われる。明治十七年八月に森有礼は参事院議官として、「徴兵令改正ヲ請フノ議」⁽⁸⁾を上奏している。この中で彼は次のようにいう。

前略 夫レ全國ノ男子ヲシテ、盡ク服役セシムヘキハ勿論ナリト雖、然レトモ当サニ徴集ニ応セシムヘカラサル者ニアリ。一ハ老幼、癈疾、刑累等ニシテ兵役ニ服スルヲ得ザル者、一ハ智能ニ富ミ、技芸ニ長シ、及ヒ學術ヲ修メ、國務ニ必要ナルノ目的アリテ、兵役ニ服セシムヘカラサル者は是ナリ。然カラスシテ第二ノ不応徴集ニ属セル者、其学校ニ在ルニ方テハ、須ラク兵式ノ操練ヲ練習シ、尚武ノ氣象ヲ養成シ、以テ国民タルノ分ヲ守ラシムヘシ。此レ最緊要トス。

徴兵令の猶予条項が悪弊を生み出している状態を指摘し、徴兵令改正を建議しながら、不応徴集のものに兵式体操を課すよう主張している。彼の意見の中では初めて徴兵猶予者に言及しているがその狙いは尚武精神育成にある。十八年の埼玉師範学校での演説で、「兵式体操ハ全ク前条三個ノ目的（従順・友情・威儀ニ筆者）ヲ達セントスルニ利用スヘキ一法即チ道具責メノ方法ナリ故ニ此兵式体操ハ決シテ軍人ヲ養成シテ万一国家事アルノ日ニ当リ武官トナシ兵隊トナシテ國ヲ護ラシメントスルカ如キ目的ヲ以テ之ヲ学科ノ中ニ加ヘタルモノニ非ス」とのべている。兵式体操は全く教育の方法であるというのだが、十八年三月の札幌農学校の評価の中には「有事の日国民の義務を奉するに於て其裨益尠からず」という表現がある。森と黒田清隆が面談した折の談話が北海道へ伝わって来たのだから、多少の誤伝と黒田の意志が加わってしよう。しかし森は札幌農学校に屯田兵士官の養成を併せて求めているから森有礼の兵式体操論が全く教育的観点にのみ立っていると断言するのは誤まりであろう。

文部大臣となった森有礼は「兵式体操ニ関スル建言」という一書を残している⁽⁵⁾。彼の主張は先の「学政片言」と同じく「智育・徳育・体育」の三者が平均して発達する必要を論じ

抑國家富強ハ忠君愛國ノ精神旺盛スルヨリル來ル故ニ文部ノ職ハ主トシテ此精神ヲ養成喚發スルノ責ニ當ラサルヘカラス是ヲ以テ体育ノ切要ヲ認メ既ニ学科ニ加ヘサルナシト雖モ其実効ノ見ルニ足ルヘキナキハ蓋シ身軍籍ニ在ル者ヲ聘シテ教師ニ充ツルコト稀ニシテ其大數ニ至テハ一タヒ之ヲ軍人ニ習ヒ傳ヘテ其技ヲ演スル者ヲ以テ之ニ任ス故ニ其志氣ニ至ラハ素ヨリ嚴肅ナル規律ヲ躬行シテ武毅順良ノ風教中ニ感化成長セル軍人ト日ヲ同フシテ語ルヘカラサルナリ…と述べ、学校教育の目的に忠君愛國精神の養成をあげている。彼は現在の風潮を打破し國家を富強にする道は、中学校以上の学校での体操は文部省の手から陸軍省に移し、武官を選んで純然たる兵式体操を練習させる以外に方法はないと言っている。文部省が染手することなく、陸軍に任せた時は厳格な規律が与えられ、身体が発達し「武毅順良」のうちに成長し、忠君愛國の精神が養われ、人間としても兵隊としても著しくすぐれた者になると期待している。森有礼の軍隊式教育に寄せる期待は、陸軍大佐山川浩を東京師範学校長に迎えさせた。また教育令を根底から崩して施行した明治十九年の諸学校令⁽⁶⁾には、それぞれ「普通及兵式体操」が規定された。森は確かに、かつて体育論として兵式体操を提唱し、「兵式体操の建言」や「閣議案」ではより精神面を

重視した。この彼の定めた「兵式体操」には彼の思いをこえて種々な方面からの願いが投影されている。ただし、民論を代表して新聞が明治十年代の前半に主張した、教練を実施することで兵役年限を短縮したり、庶民の負担を軽減する望みだけは、一部の特権階級の一年志願制を除き、無残にも打ちくだかれた。ここに至って明治初年以来の兵式体操論は、十九年の一連の学校令で教育の場に持ち込まれることで終止符を打った。そしてこの兵式体操は学校教育の中へ直接軍部の影響を投影するパイプの役目をはたすことになった。

註(1) 木村匡著「森先生伝」参照

(2) 大木家文書にある。森有礼が学事視察の出張先から報告した手紙(国会図書館
憲政資料室蔵)

(3) 松下芳男著「明治軍制史下」133頁所収

(4) 「創基五十年記念北海道大学沿革史」121頁参照「森文部大臣……北海道に向っては屯田兵士官養成の必要を認む…」

(5) 森家文書(国会図書館
憲政資料室蔵)使用罫紙は制度取調局のものである。

(6) 最初小学校令には隊列運動とあったが明治二十一年より兵式体操となった。